

# 建物火災共済約款

## 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

**（共済目的の範囲）**

**第1条** 共済目的は、組合員の所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、畳、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。）とします。

2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。

- 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
- 建物に収容されている家具類で組合員が所有又は管理する物
- 前項の規定により、家具類を共済目的とした場合において、組合員（この組合との間に建物共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。）と同じ世帯に属する親族が所有又は管理する家具類は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
- 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
  - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車
  - 通貨、有価証券、預貯金証書（預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
  - 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
  - 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
  - 動物、植物等の生物
  - 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物
  - テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらに類するもの
  - 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
  - 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

**（共済責任期間）**

**第2条** 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、組合員がこの組合に共済掛金等（共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の規定にかかわらず、組合員が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まりです。

3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金（損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

4 この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。

**（備考）**

第4項の共済証券は、この組合の事業規程第159条第1項の書面をいう。以下同じ。

## 第2章 共済金を支払う場合

**（損害共済金を支払う場合）**

**第3条** この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額（事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損害」といいます。損害には消火又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。

- 火災
- 落雷
- 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
- 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なご雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）の事故による損害は除きます。
- 建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
- 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）に発生した事故及び組合員以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。
- 盗難（強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生したき損又は汚損
- 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

**（残存物取片付け費用共済金を支払う場合）**

**第4条** この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」といいます。）に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。

**（地震火災費用共済金を支払う場合）**

**第5条** この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物又は家具類が損害（消火又は避難に必要な処置によって発生した損害は除きます。以下この条において同様とします。）を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときには、それによって臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払います。

- 共済目的が建物である場合には、当該建物が半壊以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が当該建物の共済価額の20%以上又は建物の焼失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。）
- 共済目的の家具類が含まれる場合には、当該家具類を収容する建物が半壊以上又は建物に収容される全ての家具類が全壊となったとき（家具類の火災による損害の額が当該家具類の共済価額の80%以上となったときをいいます。）

**（特別費用共済金を支払う場合）**

**第6条** この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をい

た額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

## 第4章 共済金を支払わない場合

**（共済金を支払わない損害）**

**第16条** この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

- 組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、組合員又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 組合員と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除きます。）
- 組合員でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 第3条（損害共済金を支払う場合）の事故における共済目的の紛失又は盗難
- 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害

2 この組合は、次に掲げる事由（次に掲げる事由によって発生した第3条（損害共済金を支払う場合）の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震等。ただし、第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の地震火災費用共済金を支払う場合については、この限りではありません。
- 核燃料物質（使用燃料物を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

**（共済金を支払わない場合）**

**第17条** この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

- 組合員が第33条（損害発生の場合の手続）第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合
- 組合員が正当な理由がないのに第33条（損害発生の場合の手続）第2項の調査を妨害した場合
- 組合員が第34条（損害防止義務）第3項の指示に従わなかった場合
- 第22条（重大事由による解除）第1項より解除した場合
- 組合員が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合
- 第29条（告知・通知義務の承認の場合）の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し組合員が支払を怠った場合

## 第5章 告知義務・通知義務等

**（告知義務）**

**第18条** 組合員は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事項について、事実を告知しなければなりません。

**（告知義務違反による解除）**

**第19条** 建物共済加入申込書等の告知事項について組合員が故意若しくは重大な過失によって事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。

2 前項の規定は、次の場合には適用しません。

- 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
- 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
- 組合員が第3条（損害共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合
- この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知ができる時）から1カ月を経過した場合

3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。

4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所あての書面による通知をもって行います。

**（通知義務）**

**第20条** 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、組合員はその事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。

- 共済目的（について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条(損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- 共済目的を譲渡すること
- 共済目的を解体すること
- 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破損したこと
- 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわたって修繕すること
- 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とするこ
- 共済目的を他の場所に移動すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- 共済目的の用途を変更すること
- 共済目的について危険が著しく増加すること
- 前3号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 組合員が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は組合員がその発生を知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済掛金率





